

令和6年12月13日

【金融庁】

【概要書】

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（通称「FRC報告」）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 (通称「FRC報告」)

- 本報告は、金融再生法第5条に基づき、おおむね6か月毎に国会に報告するもの。

(参考1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
(国会に対する報告)

第五条 政府は、おおむね六月に一回、又はその求めがあったときは直ちに、破綻した金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況を国会に報告しなければならない。

(参考2) FRC : Financial Reconstruction Commission (金融再生委員会) の略

- 本報告は、破綻金融機関の処理状況や、預金保険機構による資金援助等の実施状況等について報告するもの。

- 第51回報告(対象期間: 令和6年4月~令和6年9月、国会提出: 令和6年12月13日)の概要

管理を命ずる処分等の状況

- ・ 管理を命ずる処分等は、報告対象期間中に行われていない。

預金保険機構による主な資金援助等の実施状況等

- ・ 救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中に行われていない。
- ・ 破綻金融機関等からの資産の買取りは、報告対象期間中に行われていない。